

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
出席	委 員	伊 藤 利 彦	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成26年8月20日(水)
	午前9時00分から午前9時32分
	2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3. 出席委員(37人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第13号 買受適格者証明願(3条許可)
	日程第 4 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 6 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる当委員会の決定について	
日程第 7 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
日程第 8 専 決 報 告 現況証明願	
日程第 9 報 告 農地法第5条関係取下願	
日程第10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知	
日程第11 報 告 農地改良届出書	
日程第12 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う	
農地転用	
6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 瀧田崇司 である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、平成26年8月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さん	
をお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中37名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1番 加藤 さゆみ 委員

議席番号 2番 鈴木 巖 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第13号	買受適格者証明願	1件
議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	2件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	8件
専決報告	現況証明願	2件
報告	農地法第5条関係取下願	2件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	11件
報告	農地改良届出書	2件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う 農地転用	1件

それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番、譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 買受適格者証明願 (3条許可) 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の願出者・土地の所在・地目・面積・備考欄を朗読及び説明)</p> <p>津島税務署の公売物件に参加する為の適格者証明でございます。</p> <p>以上、1件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしており、証明出来るかと思われます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ない時は、速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第13号 買受適格者証明願 (3条許可) 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。また、落札された後、農地法第3条の申請が提出された時は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、レンコン農家を営んでおり、順調に経営農地を増やす中で、農機具の増加に伴い、現在の農機具保管場所である自宅敷地が手狭なことにより、農業用倉庫を建築する計画でございます。</p> <p>以上、1件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第14号 1件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では2,016枚のパネルを設置し総事業費約〇〇〇〇〇〇千円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましては、フェンスで囲う計画でございます。</p> <p>(2番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、建築業を営んでおりますが、現在の資材置場は自宅から距離があるため、効率的に悪く、また、下請け用の駐車場もないため、申請地に資材置場及び駐車場を設置する計画でございます。</p> <p>(3番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 今回隣地に住宅を建築することとなったが、進入するための通路を確保することが出来ないため、申請地を進入路として利用する計画でございます。</p> <p>(4番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請地にコンビニエンスストアを建築する計画でございます。</p> <p>(5番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、賃貸アパートにて家族3人で居住しております</p>

	<p>が、大変手狭になり、叔父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(6番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、各種織物の製造及び販売を行っておりますが、材料の搬入量が多くなってきたため、現在の置場では大変手狭になり、申請地へ資材置場を設置する計画でございます。</p> <p>(7番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者が息子夫婦と同居するため、駐車場及び物干場を設置するための申請でございます。息子夫婦は現在、豊田市の賃貸住宅にて夫婦2人で居住しておりますが、申請者宅にて同居することとなり、現在の敷地では、駐車場等大変手狭なことにより、駐車場及び物干場を設置する計画でございます。</p> <p>(8番の、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 隣接する既存宅地と一体利用し、太陽光パネルを設置する計画でございます。210枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺をフェンスで囲い地表面は砂利敷きの計画でございます。</p> <p>以上、8件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第15号 8件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
27番委員	<p>1番の太陽光発電についてお聞きします。現地を見に行っただけですが、現地は雑種地のような状態でしたが、草は刈られ管理されている状態でした。近年は各地で太陽光発電の申請がでておりますが、許可要件について教えていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>太陽光発電の許可基準についてお答えいたします。まず愛西市としましては、農振農用地区域(青地区域)については認めておりません。現在、農振農用地区域についても認めるのか認めないのか議論がされている状況です。農振農用地区域以外(白地区域)については、事業内容を見て判断し、認めている状況です。ただ、白地についても、農地の真ん中など、集団的に農地が連なっている場所等営農に支障が出る場所については、許可はできません。</p> <p>分かりやすく言うと、農振農用地区域は原則不許可、甲種農地についても、原則不許可、また、農地区分と言う、第2種農地、第3種農地については、原則許可となります。市街地の中に少し残っているような農地については認めております。ただ、第1種農地のように農地が集団化しているような場所については、議論が分かれるところですが、現地を見て今後の営農に支障がないかと言うのを判断しまして、農業委員会の場でご協議いただき判断をさせていただいている状況です。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p>

13番委員	私も現場を見させていただきましたが、地目は田となっているのですが、1 mほどの高台になっています。また、葎が生えていた様で、雑種地の様な状態だと思います。太陽光発電設備ができ、その部分についてはきれいになっていいかと思いますが、ただ、今までの管理状況についての農業委員会としての指導については、どのようにされてきたのかお聞きしたいと思います。
事務局	確かに申請地については、数年来耕作がされていないような状況です。そのまわりについてもいわゆる遊休農地の様な状態です。農業委員会としても、以前より指導していた土地であり、その中の一角に今回太陽光発電の申請が出たと言うことで、近くの農地についても、太陽光の申請が出るのではないのかと想定はしております。本来は農地ですので、耕作を促すのが原則ですが、場所的にも市街地に近いと言うことで許可できうる場所ですので、考え方が分かれるところですが、きれいになってよいかと言う考えもあるかと思えます。
13番委員	原則は農地ですので、指導するのがよいのではないですか。
事務局	基本的には農地は農地として耕作してくださいと指導していきます。
会長	他、宜しいでしょうか。 それでは議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。 《事務局説明》 (1番から2番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)以上、2件の農地利用集積計画の届出がございました。 尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。
会長	只今、事務局より決定第5号 について説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。
全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告2件・報告4件について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。

(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、2件の届出がございました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。

(報告 農地法第5条関係取下願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 以上、2件の取下願を受付させていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、11件の合意解約の通知を受付いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、2件の届出がございました。

(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番の事業者住所氏名・地所在、地目、面積、事由、進達日を朗読説明) 以上、1件の事業計画書が提出されましたので、内容及び現地を確認し、県へ進達させていただきました。

尚、この事案につきましては、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当していると思われれます。以上でございます。

会長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。
それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時32分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年8月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 1番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 2番委員 鈴 木 巖